

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	昇降機保守点検業務その 4
委 託 業 務 場 所	大津市末広町ほか
概 要	昇降機保守点検業務 一式
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	4,930,200 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番地 4 3 号 あべのハルカス 3 0 階 [名 称] 東芝エレベーター株式会社関西支社 支社長 松下 徳文
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、昇降機の正常な運行を確保するため、製造業者である同社に対し、保守点検を委託するものである。製造業者以外の業者に保守をさせた場合、設備の安全機能に支障を及ぼす恐れがあることや、保守点検には高度な知識と専門的な技術が必要であるため、昇降機製造業者である東芝エレベーター株式会社関西支社と随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。